

◎新潟県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三条下田線
- 3 道路の区域

| 区 間              | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員    | 延 長         |
|------------------|------|--------------|-------------|
| 三条市高岡字牛ヶ淵646番2から | 新    | 7.5～29.4メートル | 2,824.6メートル |
| 同市滝谷字家ノ前45番1まで   | 旧    | 6.8～23.0メートル | 2,806.1メートル |

備考 路線の重用

一部区間一般国道289号と重用